

概算数量設計 実施手順（試行）

令和5年3月 20日

この実施手順は、静岡市が発注する建設工事等において、積算の簡素化を図り、早期発注や業務の効率化を目的として、当初設計（発注）数量の一部または全部を『概算数量』により発注する場合の必要事項を定める。

●適用範囲は、次の条件を全て満たすもの（工種、種別、細別）を対象とする。

- (1) 構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な工種等
- (2) 『概算数量』と現地の乖離により、工事費、工期等に著しい影響を与えない工種等。
- (3) 当初設計で詳細数量を算定することが非効率であると考えられる工事及び工種等
例) 舗装（復旧）工、のり面（植生）工、河床掘削工（堆積土砂除去）、構造物取壊し工

●当初設計書の作成は、次のとおりとする。

- (1) 施工条件明示書(A 施策事項) に、概算数量にて当初設計された工種等を明示する。
例1) のり面工（植生工）の当初設計面積は、概算数量とする。
例2) 舗装復旧の当初設計面積は、概算数量とする。
例3) 取壊し工の当初設計数量は概算数量とする。（不可視部の数量未定の場合など）
- (2) 当初設計時の図面等は、下記を標準とするが、この限りではない。
① 位置図 ② 平面図 ③ 標準横断図 ④その他必要な図面等⑤数量表
（概算数量の根拠を明示。「標準横断図の数量×延長」等で計上する。）
また、図面の作成にあたっては台帳等の既存資料により作成時間の短縮をはかる。
- (3) 1工種に詳細な種別が様々存在する場合（例 区画線が数種類存在する場合）は、清算等を前提とし、当初は標準的な種別等のみを採用することで積算の単純化を図る。
- (4) 起終点等の各測点や施工に必要な計画高（K.BM）など、出来形管理に係る設計表示は明確にする。

●施工については、次のとおりとする。

- (1) 受注者の事前測量結果や協議により提出された実施計画図に基づき実施計画数量、工事費を確認し、両者協議の上、変更設計数量を確定する。
- (2) 受注者が行う現地調査及び測量、数量計算は、設計図書の照査の範囲内とし、共通仮設費率計上分に含まれる範囲で行う。
- (3) 出来形管理が必要でその管理精度が工事成績に影響するものは、事前に設計数量を確定してから施工し、そうでないものは実施数量により精算することで効率化を図る。

●設計変更については、次のとおりとする。

- (1) 設計変更は、静岡市契約変更事務取扱要領、工事請負契約における設計変更ガイドラインに基づき行う。

(2) 監督員は、受注者の事前測量結果や実施計画図に基づき実施計画数量、工事費を確認し、両者協議の上、変更設計数量を確定する。現地調査及び測量、数量計算については、通常行う設計図書の照査の範囲内とし、共通仮設費率計上分に含まれる範囲で行う。

(3) 設計変更の理由は「3. その他確認が困難なもの」とし、以下のとおりとする。

例1) ○○工は当初、概算数量による設計としたが、現地精査の結果、実施数量の協議が整ったため、実施にあたり変更する。

例2) ○○は当初、概算数量設計としたが、現地施工の結果、実施数量が確定したことから、出来形にて変更する。

この他、特に変更を指示した場合は、その事項について優先的に明記する。

●適用開始

令和5年4月1日より試行運用を開始する。

●施工条件明示書の記載例 (A 施策事項に記載)

施工条件明示事項 (土木工事)

■適用する仕様書・施工管理基準

静岡県建設工事共通仕様書(令和4年4月)

静岡県土木工事施工管理基準(令和3年4月)

記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。

なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。

| 明示項目 | 必要 | 明示が必要な場合 | 明示事項 | 内容 | |
|--|-------------------------------------|---|--------------------------------|----|--|
| A 施策事項 1 入札契約および施工に係る事項 ※各施策事項の詳細については、静岡県技術政策課HPを参照すること。 | <input checked="" type="checkbox"/> | 着手日選択制度の対象工事 | | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | 週休2日対象工事(発注者指定型) | | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | 騒音低減対策対象工事 | | | |
| | <input type="checkbox"/> | 快適トイレ設置工事 | | | |
| | <input type="checkbox"/> | 女性専用快適トイレ設置工事 | | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | 静岡県建設現場セクハラ・パワハラ撲滅運動行動指針対象工事 | | | |
| | <input type="checkbox"/> | 工事現場における環境改善(イメージアップ)を促進する工事 | | | |
| | <input type="checkbox"/> | 施工箇所点在用検算工事 | | | |
| | <input type="checkbox"/> | ICT活用工事 | | | |
| | <input type="checkbox"/> | 契約後V/E対象工事 | | | |
| | <input type="checkbox"/> | 品質証明対象工事 | | | |
| | <input type="checkbox"/> | 工事管理関係金控対象工事 | | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | クイックレスポンス対象工事 | | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | 情報共有システムの対象工事(受注者希望型) | | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | 遠隔監視対象工事(受注者希望型) | | | |
| | <input checked="" type="checkbox"/> | ●●工の当初設計数量は概算数量とする。 | | | |
| B 工事特性 1 構造物の特性への対応 | <input type="checkbox"/> | 対象構造物の高さ、延長、根工(断)直径、施工深度等の規模が特殊な工事 | | | |
| | <input type="checkbox"/> | 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化しやすい工事 | | | |
| | 2 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 | <input type="checkbox"/> | 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 | | |
| | | <input type="checkbox"/> | 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 | | |
| | | <input type="checkbox"/> | 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 | | |
| | | <input type="checkbox"/> | 従道までの交通規制に大きく影響する工事 | | |
| | | <input type="checkbox"/> | 緊急時に対応が特に必要な工事 | | |
| | | <input type="checkbox"/> | 施工箇所が広範囲にわたる工事 | | |
| | 3 厳しい自然・地盤条件への対応 | <input type="checkbox"/> | 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 | | |
| | | <input type="checkbox"/> | 雨・雪・風、気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 | | |
| <input type="checkbox"/> | | 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 | | | |
| <input type="checkbox"/> | | 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 | | | |
| 4 長期工事における安全確保への対応 | <input type="checkbox"/> | その他、災害等における路地の崩壊のうち特に許容すべき事項が認められる工事() | | | |
| | <input type="checkbox"/> | 12ヶ月を超える工期の工事(全番一時中止期間は除く) | | | |

【問合せ先】 静岡県契約課企画係
電話 054-221-1346

『概算数量』設計実施手順（試行）FAQ

=共通=

| | | |
|---|------------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 静岡県が導入している『概算数量発注方式』との違いは何か？ | 受注者が行う工事計画図書の作成とその費用計上を行わない点が異なる。 |
| 2 | 工事計画図書の作成費用を計上しない理由は何か？ | 今後、建設業の残業規制を考慮し、受注者負担を増やさないよう考えた。 |
| 3 | 工事図書の作成はどちらが行うか？ | 発注者が行う。設計変更ガイドラインに準拠する。 |
| 4 | 出来型精算はどのように行うか？ | 立会確認や受注者が提示できる資料を基に数量確定を行う。 |
| 5 | 設計違算は減るのか？ | 積算が単純化することで減らせると考える。 |
| 6 | 単価の適用は従来通りか？ | 従来通り。 |
| 7 | インフレスライドに影響は出ないか？ | 精算時にスライド協議を行えば影響ない。 |
| 8 | 本格導入はいつか？ | 試行運用の経過を調査分析し、必要な改善が行われたのち、本格導入する予定。 |

=受注者=

| | | |
|---|-----------------------------------|--|
| 1 | 概算数量にて設計（発注）されたことをどの段階で知りえるか？ | 入札公告に掲載される施工条件明示書 A 施策条項の欄に対象を記載する。 |
| 2 | 過度な現地調査の発生（受注者負担）が心配されるが？ | 制度導入にあたり、あらためて設計変更ガイドラインの準拠を監督員に周知することで、他方面への好循環も期待する。 |
| 3 | 入札時の見積に影響はあるか？ | 積算内容が単純化され、見積手間が軽減される。 |
| 4 | 設計変更は適切に行われるか？ | 当初設計部分だけでなく、設計変更手順についても従来以上に明確化する。 |
| 5 | 受注者の負担が増えるのではないか？ | 受注者負担が増えないよう制度設計した。負担が増える様なら、意見を反映する。 |
| 6 | 図面に必要な測点の記載がない場合には、どのように取り扱えばよいか。 | 通常通り、設計図書の照査にて提出し、回答を求める。 |
| 7 | 出来形管理の項目に変更はあるか？ | 変更がない範囲とする。変更が生じる場合、事前に確認や協議を行う。 |